

一般の法律によりナショナル・トラストの受ける特別免除

財政法（一九〇九—一〇年）

第五節 印紙

第七十四条 (一) 生存者間の任意譲渡処分としての譲渡は、その売却の対価の額または価値を譲渡される財産の価値に代えて、売却譲渡であるものとして、同様の印紙税が課せられる。

ただし、この節は特別法により設立された団体への任意譲渡としての譲渡には、その団体がその法により会員間で収益を分配することが防止されており、譲渡財産は空地のため、または国民のために保存を目的として保有される場合には適用されないものとする。

財政法（一九三一年）

第四十条 (一) 財産または土地所有権が

(イ) ナショナル・トラストに帰属するようにある者から譲渡または遺贈され、ナショナル・トラストによって国民のために確実に保有される時、

(ロ) または、国家建設委員会、または地方当局に帰属するよう、ある者から譲渡または遺贈され、国家建設委員会または地方当局によって、一九一三年の古代記念碑統合改正法第二条に

基づき、受け入れられるとき、

大蔵省は、その者がこの法律の施行開始後に死亡し、その財産または所有権がその者の全地所または全土地所有権であった場合に、その者の死亡には課税を免除することができる。そしてこの条によって、その課税が免除される財産は、財産税率を一定する目的で他の財産と集合しない。

(二) この節では「ナショナル・トラスト」は一九〇七年のナショナル・トラスト法によって設立された史的重要性、または自然美を有する地のためのナショナル・トラストを意味する。

財政法（一九三七年）

第五節 雑および一般

第三十一条 (一) 財産または土地所有権（この条では譲渡財産という）が、

ある者（この条では譲渡者という）から譲渡により生ずる生涯不動産権、すなわちこの条が適用される生涯不動産権に従い、ナショナル・トラストが権利を得るよう譲渡される場合は、この条の規定により遺産相続税の免除が認められる。

(二) この条が適用される生涯不動産

権は

(イ) 譲渡者に与えられた生涯不動産権（譲渡財産から生ずる収益の全体にわたるか、または一部であろうともまた死亡以外によって終結するしないにかかわらず）

(ロ) 譲渡者の配偶者または子供に与えられ、その者がそのあらゆる利益を効力開始から受けることができるように、譲渡者に与えられた権利の終了の日に効力の開始する同様の権利

(ハ) 譲渡者の配偶者または子供に与えられ、その譲渡が行なわれた日に効力を開始する同様の権利

(ニ) 譲渡者の配偶者または子供に遺贈され、譲渡者の死亡日に効力を開始する同様の権利

(三) この規定がなければ、譲渡財産またはその一部に関して、譲渡者または上述の権利が譲渡または遺贈される者（譲渡者であれ、その配偶者または子供であれ）のこの法律の制定後の死亡により課税されたであろう財産税の場合には、もし譲渡者の死亡で譲渡財産がナショナル・トラストに移転するかまたはそれからの収益がナショナル・トラストに入るならば、免除が以下のようになされる。

(イ) 譲渡財産がその権利を受ける資格のある者に移転するか、またはそれからの収益がその者に入る場合と比

較しての、譲渡財産がナショナル・トラストに移転するか、またはそれからの収益が、ナショナル・トラストに入る度合に応じた税額に關しては免除が認められる。

(ロ) この項の目的のために、死亡により譲渡財産がある者に移転するかまたはそれからの収益がその者に入る限度は、その者が死亡により譲渡財産から生ずる、死亡時に計算された収益を、自分のものとして受けることのできる限度に習つて計算される。

ただし、その死亡が譲渡者のそれであり、ナショナル・トラストがその死亡直前に、その譲渡財産の収益をある限度まで自分のために受けとることができている場合は、その財産はその限度まで、死亡によりナショナル・トラストに移転するものとみなされる。

(ハ) 死亡により課税される財産税の一部に免除が認められる場合は、その残余財産は死亡により財産がナショナル・トラスト以外のこの項の(イ)にあつた者に移転したか、またはそれからの収益がその者に入ったとみなして課税される。

(四) この規定がなければ、この法律の制定後にナショナル・トラストが受けとり、そして譲渡財産またはその一部となつた相続に課税したのであろう相続税の場合は、免除は税の金額に認め

られる。

ただし、この項によつて認められた相続税の免除は、上述の譲渡以外の相続には効力を持たない。

(五) この条の上述の規定により認められた免税は以下の条件で効力をもつ。すなわち、譲渡が行なわれた日から、または遺言者の死亡日から六カ月以内に、またはこの法律の制定以前に行なわれた譲渡の場合には即日、または内国税務監督官の認める期間内に、ナショナル・トラストの権利が譲渡されないようナショナル・トラストに保有されるよう、手続が完了していること。

(六) 一九三一年の財政法第四〇条の(一)項の条件が、ある者からナショナル・トラストに譲渡された財産または土地所有権に關して満たされている場合は、もしその者がこの法律の制定後に死亡すれば、その財産または権利はその項により、大蔵省によつて免除されたであらう税が免除される。

(七) この条では「ナショナル・トラスト」は、一九三一年の財政法の第四〇条におけると同じ意味をもつ。

財政法(一九四七年)

第五十四条 (一) この法律のこの部分は、一八九一年の印紙法第一付則の「売却その他による譲渡」の項、「売却による譲渡」の項、または「賃貸借契約

または付加条項」の項により、課税を増加させることになるときは、以下の場合には適用しない。すなわち、譲渡または賃貸借契約が慈善目的のみにために設立された団体、またはその目的で設立されたトラストの会員とみなされるか、またはなすことに同意した場合。

ただし、この項がなければ課税されているはずの額の印紙のない証書は、その証書に一八九一年の印紙法第十二条の規定により、じゅうぶんな印紙をばつてあることを表わす特別印紙のあるものでない限り、この項により、じゅうぶんな印紙のはつてあるものとみなさない。

財政法（一九四九年）

第三十一条 (一) ナンショナル・トラストに譲渡された財産または土地所有権に關して、一九三七年の財政法第三十一条により与えられた財産税の免除はこの法律のこの部分の効力開始後の死亡による課税の場合は、その土地または所有権とともに、その土地の保存のための収入源として、他の財産にも同様の限度まで認められる。

(二) この条の目的のために、財産または土地所有権とともに所有財産が、一方が、他方が従うことのない、譲渡または遺贈によつて生ずる任命権に従うとすれば、譲渡または遺贈されると

はみなさない。

ただし、この項の目的のために、その所有財産の収益をその土地の維持、または土地および所有財産の負債、または経費の支払いに当てるための信託物件は（このような目的のために収益を蓄積する信託物件をふくめて）、隨時その土地にある利益を引き出すものとみなす。

(三) 財産または土地所有権とともに譲渡、または遺贈された所有財産が、それからの収益で、その土地の維持に（相当な余裕もつて）必要以上と監督官にみなされるときは、監督官がその目的のためにじゅうぶんとみなすだけが、この条の(一)項にある譲渡は遺贈とみなされる。

(四) この条では「ナンショナル・トラスト」は史的重要性、または自然美を有する地のためのナンショナル・トラスト、またはスコットランドに關しては史的重要性、または自然美を有する地のためのスコットランド・ナンショナル・トラストを意味する。

(上述の監督官は内国税務監督官である。)

財政法（一九五一年）

第三十三条 (一) 一九三七年の財政法第三十一条と一九四九年の財政法第三十一条（これらの節はナンショナル・トラストに譲渡された土地とその免税さ

れた土地とともに、譲渡された維持基金の財産税を一定の状況の下では免除するもので、以下この条では、それぞれ「一九三七年の条」と「一九四九年の条」という）は、ナショナル・トラストに譲渡された財産の場合では、以下のように拡大される。

(イ) ナショナル・トラストにある者から譲渡された財産または土地所有権に関して、一九三七年の条により与えられた財産税の免除は、譲渡時にその土地の一部をなしていた建物に普通保管され、その者より建物内で保管または使用の目的で、財産または土地所有権とともに譲渡された物件にも認められる。そしてその譲渡された物件がこの項により免税される場合は、一九四九年の条がそれらが建物の一部をなすものとみなされて適用される。

(ロ) ある者が譲渡できない物件として、ナショナル・トラストに帰属している建物内に譲渡時に普通保管されていた物件を、その建物内でその物件を保管または使用の目的でナショナル・トラストに譲渡する場合は(この項の(ニ)に従い)、一九三七年の条と一九四九年の条が上述の譲渡された物件に、譲渡にふくまれていた財産が土地または土地所有権であるごとく適用される。ただしトラスト財産は国民のために譲渡できないものとして保存され

るといふ条件は、適用されない。

(ハ) ある者がつぎのものを維持するための収入源として、ナショナル・トラストに財産を譲渡する場合

一、譲渡時には、譲渡できないものとしてナショナル・トラストに帰属している土地、または

二、譲渡時にはナショナル・トラストに帰属していて普通は上述の土地の一部をなす建物に、その中で保存または使用の目的でナショナル・トラストに譲渡されていた物件

そしてその者が、ナショナル・トラストに土地または土地所有権、もしくは上述の物件を譲渡した場合には(この項の(ニ)に従い)、一九三七年の条がトラスト財産は国民のため譲渡できないものと保有されるという条件を適用しないことを除いては、譲渡された財産に(土地または土地所有権であるなしに関係なく、元来、土地または土地所有権に適用されるのであるが)適用される。

(ニ) この項の(ロ)と(ハ)の二は、免税が要請される物件または財産の譲渡がその物件がその譲渡時に普通保管されている建物の土地、または権利をトラストに譲渡した者によってされるのでなければ、いかなる物件にも適用されない。

(二) 家屋または他の建物を公共の

ために保存する目的で、ある者が土地またはその建物の所有権を政府関係当局、地方当局または利益のために設立されているのでない団体に譲渡し、大蔵省が(譲渡の前・後に関係なく)その譲渡がこの項に当たると指示する場合には、一九三七年の条と一九四九年の条がこの条の前項とともに、建物およびそれとともに譲渡され、指示に明記されている地面に適用される。その際、ナショナル・トラストへの言及は政府地方当局、団体、またはそれらの管理人への言及とし、またそれらの土地、または権利は譲渡できないものとして、それらに帰属するものであるかのように考える。

以下の二項では建物への言及にはそれに関連する指示の中で明記されている地面をもふくむ。

(三) 大蔵省は前項により建物に関して

(イ) 建物がその顕著な史的、建築的または芸術的重要性とその保存経費のゆえに、その保存に特別な処置がとられるべきもの

(ロ) 該当の政府関係当局、または団体がその建物の保存の責任をもつに適當なもの
とみなさなければ指示を与えない。そして指示を与えるに先立って、大蔵省はその建物の保存と、国民がその建物

に適度に接近できることを促進するのに適しいと考える協約を結ぶよう要求することができ(これには建物の利用、または処置を制限する協定をふくむ)。

(四) 結ばれた協定は、大蔵省とその協定の義務を負う者との合意により随時改定することができる。そして大蔵省はその改定その他の合意への条件として、さらに協定を結ぶことを要求できる。そして上述の協定により課せられた義務は公共のために強制命令により実施できる(またはスコットランドでは一八六八年の高等民事裁判所法第九十一条により、禁止または請願による)。そして義務に違反する建物の故意の処分は、義務が法律により強制されたと同様に無効である。

(五) この条の目的のために、内容が別に必要としなければ、
(イ) 「譲渡」は遺贈をふくみ、また「譲渡する」も同様である。そして遺贈については、譲渡時への言及は遺言者の死亡時を意味する。

(ロ) 「帰属する」とはその帰属は破棄できないものであり、建物または土地は、土地またはその所有権がトラストに帰属し、譲渡できないものとしてトラストによって保有されてきたのであればトラストに帰属し譲渡できないものである。

(ハ) 物件譲渡への言及は、その物件の所有権全体または一部を譲渡することを意味し、物件がナショナル・トラストに帰属するという事も同様の意味である。

(ニ) 「ナショナル・トラスト」は史的重要性、または自然美を有する地のためのナショナル・トラストを、またはスコットランドでは、史的重要性または自然美を有する地のためのスコットランド・ナショナル・トラストを意味する。

(ホ) 「地方当局」はロンドン市会、または一九三三年の地方自治体法一九三九年のロンドン府法、または一九四九年の自治体(スコットランド)法の意味での地方当局を意味する。

(六) この条の(一)項の(イ)の目的のために、土地または土地所有権とともに物件が、一方がその譲渡によつて他方の従ふことのない任命権に従う場合は、譲渡されるときはみなさない。

ただし、その譲渡によつて生ずる土地、または土地所有権が従ふことがない生涯所有権に従う物件が譲渡される場合は、上述の(イ)が、その生涯所有権に従うその土地または土地所有権も、また譲渡されたら適用されるであろうように、その物件に適用される。

(七) 土地または物件を維持するた

めの収入源として、ある者から譲渡された財産が、監督官にその財産の収益からその土地または物件の維持に(適当な余裕をとつても)必要以上とみなされる場合は、監督官がその目的にじゅうぶんとみなすだけが、この条の(一)の(ハ)の目的のために、その土地または物件を維持するための収入源とみなされる。そして、その目的のための必要量を決定するに当り、監督官は同一人または他者より土地または物件、または、それらの一部を維持するための収入源として譲渡された他の財産を考慮する。

(ハ) この条は、この法律の制定後の死亡による課税に適用される。しかしその課税に関連して、この法律の効力開始前後の譲渡にも適用される。

財政法(一九五三年)

第三十条 (一) 内国税務監督官は財産税または譲渡財産税の支払い、またはその一部として、つぎの建物に保管されている物件で、大蔵省にその物件が建物とともにあることが望ましいと考えられた場合には、その物件を受けとることがある。

(イ) 財政(一九〇九年—一九一〇年)法第五十六条により、監督官が税の支払い、またはその一部として建物、またはその所有権を受けとること

を決定したか、または受けとっている場合、

(ロ) 建物またはその所有権が王位、またはランカスター公領の権利で君臨する女王、またはコーンウォール公領または政府関係当局に属するか、当局の目的のために保管されている、

(ハ) 建物が一九一三年の古代記念碑統合修正法により、建設大臣が管理人である場合

(ニ) 建物又はその所有権がナショナル・トラストに帰属している場合

(二) 内国税務監督官が前項により受けとつたか、または受けとる決定をした物件の場合には、一九四六年の財政法第五十、五十一条(一九一〇年の財政法第五十六条により、財産の受け入れで生ずる問題を扱う条)が、上述の第五十六条により言及を賃貸借契約またはそれによる賃貸借料におきかえて受けとられた財産の場合、同様に適用される。そして印紙税は、この条により内国税務監督官への財産の譲渡では支払わない。

(三) 一九三〇年の財政法第四十条(この条はこの条が適用される物件の場合は、相続税の免除を認めている。しかしこの条の(二)項により、その物件のその後の売却には、それがナショナル・ギャラリ、大英博物館、ま

たは他の特定機関でなければ相続税が課せられる)の目的のため、この条の(一)項により、上述の第四十条が適当される物件の受け入れは、その物件の売却とはみなされない。

(四) この条では「ナショナル・トラスト」は史的重要性、または自然美を有する地のためのナショナル・トラスト、または史的重要性、または自然美を有する地のためのスコットランド・ナショナル・トラストを意味し、この条の(一)項の(イ)から(ニ)における建物への言及は、その一部への言及をもふくむ。以下略。(完)

訳 北大文学部講師・浪田克之介

§

自然保護、文化財保護の著名な(しかも民間人による)実行団体である英国ナショナル・トラストと、この団体に権限を与える法律とは、自然保護運動のモデルとしてしばしば参考にされる。しかしその紹介はほとんど抄訳にとどまっていたのでここに浪田克之介氏の手をわずらわして訳出した。ごく特殊な附則の類で一部を省略したほかは、日本ではじめての完訳である。日本の自然保護運動立法に役立てば幸いである。(会誌編集部)